

文化芸術を取り巻く 現状と課題

- 1 我が国の文化芸術を取り巻く動向
- 2 本市における文化芸術の現状と課題

第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

1 我が国の文化芸術を取り巻く動向

現在、我が国における文化芸術振興は、平成13（2001）年に成立した「文化芸術振興基本法」に基づき、平成23（2011）年に決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」に沿って、進められています。この中では、文化芸術を「成熟社会における成長の源泉」と位置付け、「従来、社会的費用として捉える向きもあつた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す」としており、国家戦略として「文化芸術立国」の実現に向けた方向性が示されています。

また、文化庁では、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、文化庁長官表彰、国内ネットワークやモデルの構築を通じ支援しています。

こうした中、日本各地において、文化芸術を活用した大規模なイベントの開催、市民・行政・大学等が共同で取り組むアートプロジェクト¹など、多種多様な規模やテーマでまちづくりに寄与する取組が行われています。

また、前述の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」において、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンシル²に相当する新たな仕組みを導入することが「重点的に取り組むべき施策」として挙げられました。

こうした流れを受け、平成24（2012）年には東京都で公益財団法人東京都歴史文化財団内に「アーツカウンシル東京」が設置されるなど、地方自治体においてもアーツカウンシルの導入が始まりつつあります。さらに、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、平成24（2012）年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、劇場、音楽堂等の設置者・運営者、実演芸術団体等の関係者が連携協力するとともに、国・地方自治体はその環境整備等に取り組むことなどが定められました。

¹ アートプロジェクト：現代美術を中心に、1990年代以降日本各地で展開されている共創的芸術活動。美術家たちが廃校・廃屋などで行う展覧会や拠点づくり、野外／まちなかでの作品展示や公演を行う芸術祭、コミュニティの課題を解決するための社会実験的な活動など、幅広い形で現れるものを指すようになりつつある。（出典：『日本型アートプロジェクトの歴史と現在 1990年→2012年』東京アートポイント計画）

² アーツカウンシル：芸術文化に対する助成を基軸に、政府や自治体から一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。日本語では芸術評議会などと訳され、欧米諸国やシンガポール、韓国など、世界各国で設置されている。

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）の概要

1 文化芸術振興の基本理念

(1) 文化芸術振興の意義

- ・文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの。何物にも代え難い心のよりどころ（誇りやアイデンティティを形成）であって、国民全体の社会的財産。
- ・文化芸術は、創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」であって、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの。
- ・心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

(2) 文化芸術振興に当たっての基本的視点

「成熟社会における成長の源泉」

- ・文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
- ・成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
- ・文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

「文化芸術振興の波及力」

- ・教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- ・雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

「社会を挙げての文化芸術振興」

- ・国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

2 文化芸術振興に関する重点施策

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承

重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術各分野の振興
2. 地域における文化芸術振興
3. 国際交流等の推進
4. 芸術家等の養成及び確保等
5. 国語の正しい理解
6. 日本語教育の普及及び充実
7. 著作権等の保護及び利用
8. 国民の文化芸術活動の充実
9. 文化芸術拠点の充実等
10. その他の基盤の整備等

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の概要

1. 趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

《現状》

- 我が国における劇場、音楽堂等としての機能を有している施設の多くは、文化会館や文化ホールといった文化施設であり、また多目的に利用される場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動は、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

《主な課題》

- 文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

2. 概要

- ①「劇場、音楽堂等」、「実演芸術」の定義（第2条）
- ②劇場、音楽堂等の事業（第3条）
- ③劇場、音楽堂等を設置・運営する者の役割（実演芸術の水準向上等）（第4条）
- ④実演芸術団体等の役割（実演芸術に関する活動の充実等）（第5条）
- ⑤国の役割（劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策の策定、実施）（第6条）
- ⑥地方公共団体の役割（地域の特性に応じた施策の策定、実施）（第7条）
- ⑦関係者等（劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体）の相互の連携及び協力（第8条）
- ⑧国及び地方公共団体の財政上・金融上・税制上等の措置（第9条）
- ⑨国際的に高い水準の実演芸術の振興等（第10条）
- ⑩国際的な交流の促進（第11条）
- ⑪地域における実演芸術の振興（第12条）
- ⑫人材（制作者、技術者、経営者、実演家等）の養成及び確保等（第13条）
- ⑬国民の関心と理解の増進（第14条）
- ⑭学校教育との連携（第15条）
- ⑮劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の策定（文部科学大臣）（第16条）

2 本市における文化芸術の現状と課題

さいたま市は、平成 13（2001）年に浦和市・大宮市・与野市が合併して誕生しました。平成 17（2005）年には岩槻市と合併したことにより、今や人口 125 万人余を擁する大都市として発展を遂げました。現在は、埼玉県のみならず、首都圏をリードする政令指定都市として、経済・産業や教育、文化振興等を牽引する役割が求められています。

平成 18（2006）年 3 月には、「さいたま市文化芸術振興計画」を策定し、歴史と風土に育まれたさいたま市独自の伝統文化と、市民によって創り出される新たな文化の融合により、さいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造を目指した取組を進めてきました。

本計画の策定に当たり、これまでの文化芸術振興における施策の進捗状況、その成果の指針となる市民等の文化芸術活動状況、市外から見た都市イメージ等を把握し、多角的な視点から本市の文化芸術に関する現状と課題を明らかにするため、「さいたま市民意識調査」「文化芸術活動団体調査」「市民文化芸術活動状況調査」、関東地方居住者を対象とした「さいたま市イメージ調査」を実施しました。

これらの結果を踏まえ、以下に示す（1）～（4）の 4 つの視点から検証した本市の現状と課題は以下のとおりです。

（1）文化芸術活動状況

【 現 状 】

本市では、市民等による文化芸術活動を促進するため、「さいたま市文化芸術振興計画」に基づき、文化芸術事業の後援や補助金の交付等を通じた支援を行うとともに、音楽や演劇などの多様な分野において鑑賞等の機会の充実に努めてきました。

しかしながら現状では、月 1 回以上の頻度で文化芸術活動を行う市民は 15.2%にとどまり、全く行わない市民も 46.2%と半数近くに及んでいます（平成 24 年度さいたま市民意識調査）。

また、文化芸術活動を行っている市民においても、観覧や鑑賞等の受動的な活動が中心となっており、主体的な活動を行う市民を増やしていく必要があります（市民文化芸術活動状況調査）。さらに、本市では多くの芸術家が活動を行っていますが、芸術家に対する市の支援は、発表機会の提供程度であり、十分とは言えない状況にあります。

【 課 題 】

文化芸術都市の創造には、市民等の文化芸術活動の更なる活性化が必要です。文化芸術活動の活性化を図るためには、市民等の一人ひとりが創造力を発揮し文化芸術を楽しめる環境を整え、継続的に支援していくことが重要です。

また、文化芸術に対する理解と関心を深めるために、世代や興味に合わせた柔軟なテーマに基づく事業の展開を図り、これまで文化芸術に対して興味を持たなかった市民等の参画を促進するとともに、将来の文化芸術活動の担い手である子どもや青少年が文化芸術に接する機会を充実していくことが必要です。

さらに、文化芸術団体が行っている事業や文化芸術の創造の担い手である芸術家への支援の充実を図るとともに、その支援策をより効果的に機能させる仕組みづくりにも取り組んでいく必要があります。

(2) 文化芸術を取り巻く環境

【 現 状 】

本市には、文化センター、市民会館³、プラザ⁴などの施設や、59の公民館、19のコミュニティセンター、24の図書館に加え、市内各地に博物館、美術館等が整備されており、また、県立の美術館や民間の文化芸術関連施設など、多くの文化芸術活動を行う場となる施設はありますが、アンケート調査等の結果からは、更なる活動の場の充実が求められています（文化芸術活動団体調査）。

また、施設全体では高い利用率であっても、ホールや集会室は満室であるが、茶室の利用は少ないというように、機能別での利用率にはばらつきがあり、あまり有効に活用されていない機能も見られる状況にあります。

【 課 題 】

文化芸術都市の実現に向けて、市民等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境づくりが求められています。そのためには、市は、文化芸術活動を支えている既存文化施設の利便性向上や機能の充実を図るとともに、文化施設間の連携強化や利用者に分かりやすい方法で、施設に関する情報発信を行っていく必要があります。

また、今後、文化施設においては、市民等が多様な文化芸術と接する機会の提供や市民等が行う主体的な文化芸術活動に対する支援など、ソフト面における機能の強化を図っていく必要があります。

³ 市民会館：さいたま市文化会館条例に基づき設置されている、市民会館うらわ、市民会館おおみや、市民会館いわつきの3施設のこと。

⁴ プラザ：さいたま市コミュニティ施設条例に基づき設置されている、プラザイースト、プラザウエスト、プラザノースの3施設のこと。

(3) 本市の文化芸術資源

【 現 状 】

本市誕生から 10 年以上が経過し、かつて 4 つの都市において育まれてきた多様な歴史と文化は、10 区の個性として引き継がれています。また、「盆栽」、「漫画」「人形」「鉄道」をはじめとする多彩な文化芸術資源を活かした市民等の文化芸術活動によって、「さいたま市らしさ」が育まれています。

アンケート調査の結果では、本市の主な文化芸術資源として「大宮氷川神社」、「鉄道博物館」、「岩槻の人形」、「盆栽村」、「さいたま芸術劇場」などが広く知られています（平成 25 年度さいたま市民意識調査）。また、地域に根ざした郷土芸能や見沼田圃の緑や荒川・元荒川の水辺に象徴される自然、国宝 2 件、国指定特別天然記念物 1 件を含む、500 件以上の指定文化財など多くの文化芸術資源があります。

しかし、こうした資源は、市民の地域への愛着や誇りを育み、都市としての魅力向上に資するものであるにもかかわらず、これまで十分に活用されてきていないといった意見もあります。

【 課 題 】

これまで、本市では、さいたま市文化芸術振興計画に基づき、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」や指定文化財などの地域に根ざした多彩な文化芸術資源を活用し、美術館や博物館等における展示事業をはじめとする多くの文化芸術事業を展開してきました。

今後は、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」という本市の魅力ある資源を今まで以上に活用・発信していくとともに、盆栽と人形、漫画と音楽など、分野を超えた連携を行い、新たな魅力を生み出すなど、資源のブランド力を総合的に高めていく取組が必要です。

また、長い歴史の中で継承されてきた有形・無形の貴重な文化財を次代に継承するとともに、積極的に活用していくことが必要です。

(4) 本市のイメージ・文化芸術を活かしたまちづくり

【 現 状 】

本市では、これまでさいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造・発信を目指し、文化芸術の振興を図ってきました。

しかし現状では、本市を「文化的なまち・芸術のまち」としてイメージする市民は15.0%となっており、「スポーツの盛んなまち」の44.7%などと比べて低い状況にあります（平成25年度さいたま市民意識調査）。

また、文化芸術を活かしたまちづくりに必要な取組に関するアンケート調査の結果では、「伝統的な文化の保存と活用」、「観覧等への参加機会の充実」、「大規模な文化芸術イベントの開催」、「新しい文化資源の発掘と育成」などを求める意見が多く寄せられています（市民文化芸術活動状況調査）。

【 課 題 】

これまで、さいたま市文化芸術振興計画に基づき、様々な取組を行ってきましたが、現状では、本市を「文化的なまち・芸術のまち」と感じている市民は決して多くはありません。

今後は、教育や経済等の様々な分野と連携し、本市の文化芸術の活性化を図るとともに、文化芸術を活かした地域経済の活性化や産業の振興という視点を踏まえながら活力のあるまちづくりに向けた取組を行っていくことが必要です。